

「特別養護老人ホーム美川苑」重要事項説明書

◇◆目次◆◇

1.	事業の目的と運営方針	2
2.	施設の内容	2
3.	サービスの内容	4
4.	利用料金	5
5.	サービス利用に当たっての留意事項・禁止行為等	13
6.	非常災害対策	14
7.	衛生管理等	14
8.	協力医療機関等	14
9.	個人情報の使用に係る同意	15
10.	苦情の受付について	15
11.	地域との連携等	16
12.	緊急時の対応	17
13.	事故発生時の対応	17
14.	虐待の防止について	17
15.	身体拘束の禁止	17
16.	業務継続計画の策定	17
17.	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等	17
18.	守秘義務に関する対策	17
19.	入所者の尊厳	17
20.	賠償責任について	18
21.	契約の終了について	18
22.	身元引受人等について	19
23.	第三者による評価の実施状況	20

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 事業所の種類	介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定 令和8年4月1日更新
指定番号	介護保険事業者番号 3270790029
事業所の名称	特別養護老人ホーム 美川苑
事業所の所在地	〒697-1331 島根県浜田市内村町365番地7
電話番号	0855-26-0333
FAX番号	0855-26-0337
管理者氏名	渡利 正樹
開設年月	平成5年7月1日

(2) 施設の従業者体制 (令和6年4月1日現在：指定短期入所生活介護事業所職員を兼務します)

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元的な管理	1名 (常勤兼務)
嘱託医師	健康管理及び療養上の指導	1名 (嘱託)
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上 (常勤兼務)
介護支援専門員	施設サービス計画の作成及び当該計画の説明	1名以上 (常勤兼務)
介護職員	介護業務	18名以上 (常勤換算)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	2名以上 (常勤換算)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名以上 (常勤兼務)
管理栄養士 栄養士	栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立の管理	1名以上 (常勤兼務)
事務員	事務会計処理	1名以上 (兼務)
用務員	清掃、洗濯業務	適当数 (兼務)
当直員	夜間帯における安全点検、緊急時対応	1名 (各職員が交代で実施)

(3) 主な職種の勤務体制

(指定短期入所生活介護事業所と一体的勤務体制)

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	日中： 8：30～17：30
2. 医師（非常勤）	毎週月・金曜日 13：30～15：30
3. 生活相談員	日中： 8：00～17：00 8：15～17：15
4. 介護支援専門員	日中： 8：00～17：00 8：15～17：15
5. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 9：00～18：00 2名以上
6. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番： 7：30～16：30 3名 日中： 9：00～18：30 2名 遅番：10：30～19：30 3名 夜勤：16：30～翌9：30 2名 19：00～翌9：00 (夜勤専従) 夜間：16：30～翌8：30 1名 (当直業務含む)
7. 機能訓練指導員	日中： 9：00～18：00
8. 管理栄養士	日中： 9：00～18：00

(体制は状況に応じて変更となる場合があります)

(4) 設備の概要

・定員 50名

・居室 24室

4人部屋 7室

2人部屋 5室

1人部屋 12室（多床室扱い）

☆入所者の居室は、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

・食堂 3ヶ所

入所者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用できるテーブル・椅子・箸や食器などの備品類を備えます。

・浴室 2室

浴室には入所者が使用しやすい環境を整えた、安全で清潔な浴槽を設けています。

- ・洗面所 26ヶ所及び便所（便座数）9か所

各所に洗面所や便所を設けています。

- ・機能訓練場所 1ヶ所

入所者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練場所を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

- ・医務室 1室

入所者の診療・治療のために、医療法に規程する診療所を設け、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

- ・静養室 1室

医務室に隣接して設けています。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

- | | | | | |
|------|----|--------|---|--------|
| ① 食事 | 朝食 | 7時30分 | ～ | 9時15分 |
| | 昼食 | 11時45分 | ～ | 13時30分 |
| | 夕食 | 17時00分 | ～ | 18時45分 |

食事場所や食事時間は希望に応じて、変更することが可能です。

- | | |
|------|---|
| ② 介護 | 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話 |
|------|---|

- | | |
|------|--------------------------------------|
| ③ 入浴 | 最低週2回入浴可能です。体調に応じて特別浴又は清拭となる場合があります。 |
|------|--------------------------------------|

- | | |
|--------|---|
| ④ 機能訓練 | 機能訓練場所および居室やホール各所にて、入所者の状況に応じて機能訓練を実施します。 |
|--------|---|

- | | |
|---------|----------------------------------|
| ⑤ 理容・美容 | 月1回、理容・美容サービスを実施しております。（料金は自己負担） |
|---------|----------------------------------|

- | | |
|------------|-------------------------|
| ⑥ レクリエーション | 現在、音楽療法、習字等を定期的実施しています。 |
|------------|-------------------------|

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

< 基本施設サービス費(従来型個室) >

※R6. 4. 1 改正

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	589単位/日	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659単位/日	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732単位/日	732円	1,464円	2,196円
要介護4	802単位/日	802円	1,604円	2,406円
要介護5	871単位/日	871円	1,742円	2,613円

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金

加算名	単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
日常生活継続支援加算	36単位/日	360円	36円	72円	108円
看護体制加算	(Ⅰ) 6単位/日	60円	6円	12円	18円
	(Ⅱ) 13単位/日	130円	13円	26円	39円
夜勤職員配置加算	(Ⅰ) 22単位/日	220円	22円	44円	66円
	(Ⅱ) 27単位/日	270円	27円	54円	81円
	(Ⅲ) 28単位/日	280円	28円	56円	84円
	(Ⅳ) 33単位/日	330円	33円	66円	99円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	10単位/月	100円	10円	20円	30円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12単位/日	120円	12円	24円	36円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
個別機能訓練加算 (Ⅲ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
ADL維持等加算 (Ⅰ)	30単位/月	300円	30円	60円	90円
ADL維持等加算 (Ⅱ)	60単位/月	600円	60円	120円	180円

若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	1,200円	120円	240円	360円
常勤医師配置加算	25単位/日	250円	25円	50円	75円
精神科医療養指導加算	5単位/日	50円	5円	10円	15円
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26単位/日	260円	26円	52円	78円
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41単位/日	410円	41円	82円	123円
外泊時費用加算	246円/日	2,460円	246円	492円	738円
居宅サービスを利用した時	560円/日	5,600円	560円	1,120円	1,680円
初期加算	30単位/日	300円	30円	60円	90円
再入所時栄養連携加算	200単位/回	2,000円	200円	400円	600円
退所前訪問相談援助加算	460単位/日	4,600円	460円	920円	1,380円
退所後訪問相談援助加算	460単位/日	4,600円	460円	920円	1,380円
退所時相談援助加算	400単位/日	4,000円	400円	800円	1,200円
退所前連携加算	500単位/日	5,000円	500円	1,000円	1,500円
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	110円	11円	22円	33円
経口移行加算	28単位/日	280円	28円	56円	84円
経口維持加算（Ⅰ）	400単位/月	4,000円	400円	800円	1,200円
経口維持加算（Ⅱ）	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位/月	900円	90円	180円	270円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位/月	1,100円	110円	220円	330円
療養食加算	6単位/回	60円	6円	12円	18円
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	650単位/日	6,500円	650円	1,300円	1,950円
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1,300単位/日	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	720円	72円	144円	216円
看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	1,440円	144円	288円	432円
看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日前日及び前々日	780単位/日	7,800円	780円	1,560円	2,340円
看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日	1,580単位/日	15,800円	1,580円	3,160円	4,740円
在宅復帰支援機能加算	10単位/日	100円	10円	20円	30円
在宅・入所相互利用加算	40単位/日	400円	40円	80円	120円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日	40円	4円	8円	12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	2,000円	200円	400円	600円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位/月	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月	130円	13円	26円	39円
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位/月	100円	10円	20円	30円

排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位/月	150円	15円	30円	45円
排せつ支援加算（Ⅲ）	20単位/月	200円	20円	40円	60円
自立支援促進加算	280単位/月	2,800円	280円	560円	840円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位/月	400円	40円	80円	120円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位/月	500円	50円	100円	150円
安全対策体制加算（初日のみ）	20単位/日	200円	20円	40円	60円
特別通院送迎加算	594単位/月	5,940円	594円	1,188円	1,782円
協力医療機関連携加算	50単位/月	500円	500円	1,000円	1,500円
協力医療機関連携加算 上記以外の連携	5単位/月	50円	50円	100円	200円
退所時情報提供加算	250単位/回	2,500円	250円	500円	750円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月	100円	100円	200円	300円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月	50円	50円	100円	200円
新興感染症等施設療養費	240単位/日	2,400円	240円	480円	720円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150単位/月	1,500円	150円	300円	450円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120単位/月	1,200円	120円	240円	360円
退所時栄養情報連携加算	70単位/回	700円	700円	1,400円	2,100円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月	1,000円	1,000円	2,000円	3,000円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	100円	100円	200円	300円
身体拘束廃止未実施減算	10%/日減算				
栄養マネジメント未実施減算	14単位/日減算				
安全管理体制未実施減算	5単位/日減算				
業務継続計画未実施減算	3%/日減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%/日減算				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	220円	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位/日	180円	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	60円	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）	14.0%			
	（Ⅱ）	13.6%（令和8年5月まで）		17.2%（令和8年6月から）	
	（Ⅲ）	11.3%			

①日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

②看護体制加算

ア. 看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師の配置

イ. 看護体制加算（Ⅱ） 基準を上回る看護職員の配置

③夜間職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑤生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑥ADL維持等加算

利用者の日常生活動作（ADL）をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態において維持・改善がみられた場合。具体的には、(イ)評価対象に該当する入所者の総数が10人以上 (ロ) 評価表でADL値を測定し、厚生労働省に提出 (ハ) 評価の値が一定以上だった場合。

⑦若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑧常勤医師配置加算

常勤専従の医師を1名以上配置している場合

⑨精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合

⑩障害者生活支援体制加算（Ⅰ）

入所者のうち障がいをお持ちの方が50%以上で、障害者生活支援専門員を1名以上配置していた場合

⑪障害者生活支援体制加算（Ⅱ）

入所者のうち障がいをお持ちの方が50%以上で、障害者生活支援専門員を2名以上配置していた場合

⑫外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定

／⑬外泊時在宅サービス利用費用

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。また居宅に外泊した場合において、施設が提供する在宅サービスを利用した場合

⑭初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

⑮再入所時栄養連携加算

施設入所後、医療機関に入院後経管栄養等により入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合において、入院医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合

⑯退所前訪問相談援助加算

入所者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合

⑰退所時後訪問相談援助加算

入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合

⑱退所時相談援助加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合

⑲退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退所に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合

⑳栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合

㉑経口移行加算

経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合

㉒経口維持加算

誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合

㉓口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合

㉔療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

㉕配置医師緊急時対応加算（早朝又は夜間）

配置医師が早朝又は夜間の時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

②⑥配置医師緊急時対応加算（深夜）

配置医師が深夜時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

②⑦看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

②⑧在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合

②⑨在宅・入所相互利用加算

入所期間終了に当たって、在宅での生活継続の支援に取り組んだ場合

③⑩認知症専門ケア加算

認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合

③⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症等のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者を受け入れた場合

③⑫褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合

③⑬排せつ支援加算

排泄障害のため、排泄介助を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合

③⑭自立支援促進加算

医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合

③⑮科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高め、ていく取組を行った場合

③⑯サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

⑳介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算
介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

㉑特別通院送迎加算

透析での通院が必要な方に対し施設職員が付き12回以上送迎を行った場合

㉒協力医療機関連携加算

協力医療機関と情報共有を行う会議を定期的に行い、連携を図った場合

㉓退所時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について心身の状況や生活歴等を示す情報を提供した場合

㉔高齢者施設等感染対策向上加算

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を対応した場合

㉕新興感染症等施設療養費

新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合

㉖認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取り組みを行った場合

㉗退所時栄養情報連携加算

医療機関等に退所する入所者等の栄養管理に関する情報提供が行われた場合

㉘生産性向上推進体制加算

介護現場における生産性の向上に資する取り組みが図られている場合

〈居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

令和6年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■令和8年8月1から

※居住費（段階3②）と食費が変更となります

（日 額）

対象者		区分 利用者 負担	居住費			食費	
			多床室		従来型 個室	食費	
			令和8年 7月まで	令和8年 8月から			
生活保護受給のかた							
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階 1	0円	0円	380円	300円	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等82.65万 円以下の方	段階 2	430円	430円	480円	390円	390円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等82.65 万円超120万円以下	段階 3 ①	430円	430円	880円	650円	680円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等120万円 超の方	段階 3 ②	430円	530円	880円	1,360円	1,420円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階 4	915円	915円	1,231円	1,445円	1,545円

☆施設は、介護保険法関係法令の改正等や経済状況の著しい変化、その他やむをえない事由がある場合、利用料を変更することができます。その際は、あらかじめ、入所者又はその家族・代理人等に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明・同意を得るものとします。

□その他の費用

(1) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）

①特別な食事代・・・入所者の希望によって特別な食事を提供した場合

②理美容代・・・・・・・・要した費用の実費

③その他、日常生活品の購入代金等、入所者の日常に要する費用で入所者にご負担頂くことが
適当であるものに係る費用を頂きます。

☆利用料金のお支払い方法

1か月ごとに利用料金を計算し、翌月初めに請求書を発送いたします。原則として口座振替
の手続きを行っていただき、ご指定の口座より翌月27日（休日の場合は翌営業日）に自動引
落いたします。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計
算した金額とします。）

○取引金融機関は、島根県農業協同組合、山陰合同銀行、日本海信用金庫、郵便局とします。

5. サービス利用に当たっての留意事項・禁止行為等

(1) 留意事項

- ①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声を掛けてください。
- ③施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤喫煙は、厚生労働省が定めた健康増進法により、原則事業所内は全面禁煙といたします。
- ⑥ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- ⑦前項に掲げるもののほか、事業所のご利用にあたっては事業所の職員の指示に従うものとします。

(2) 禁止行為

事業所内で次の行為は禁止しております。

- ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、他人の自由を侵すこと
- ②喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- ③指定した場所以外で火気を用いること
- ④故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと
- ⑤事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- ⑥事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ⑦パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ⑧サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること
- ⑨事業所への飲食物の持参
- ⑩金銭等貴重品の持参及び貸し借り
- ⑪利用者同士の物品購入の依頼及び物品の受け渡し

※⑨・⑩・⑪については、持参された金品等の紛失は責任を負いかねます。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急時の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご入所者及び従業者等の訓練を行います。

7. 衛生管理等

施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう措置を講じます。

8. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

医療機関（嘱託医含む）

医療機関の名称	所在地	診療科
中村呼吸器内科医院（嘱託医）	浜田市内村町	呼吸器内科
田中心療内科クリニック（協力病院）	浜田市長沢町	精神科
竹田歯科医院（協力病院）	浜田市周布町	歯科
梶原歯科医院（協力病院）	浜田市朝日町	歯科
三隅整形外科医院（協力病院）	浜田市周布町	整形外科
浜田医療センター（協力病院）	浜田市浅井町	内科他

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、緊急連絡先欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 個人情報の使用に係る同意

以下に定める条件のとおり、ご利用者又はご利用者のご家族は、当事業所が、ご利用者及びご利用者のご家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意していただきます。

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な時間及び契約期間に準じます。

(2) 利用目的

- ①ご利用者に関わるケアプランを立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス
- ②担当者会議での情報提供のため
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合

- ⑤ご利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦その他のサービス提供で必要な場合
- ⑧ホームページや SNS、YouTube、広報便り等への活動写真の掲載
- ⑨上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

(3) 利用条件

- ①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用いたしません。
また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示いたします。

(4) 名札の使用

居室入り口への名札及び居室一覧表等に名札を取り付けさせていただきます。

(5) 個人情報保護規定の掲示

個人情報保護に関する基本方針及び利用目的を事業所内の見やすい場所に掲示、又は閲覧可能な形でファイル等に備え置いております。また、ウェブサイトに記載してあります。

10. 苦情の受付について

- (1) 社会福祉法第82条の規定により、事業所ではご利用者からの苦情や要望に適切に対応する体制を整えています。

苦情解決責任者	渡利 正樹 (管理者)	
苦情受付担当者	佐々木 龍一(生活相談員兼介護職員) 横田 慎子 (主任看護職員)	0855-26-0333
第三者委員	斉藤 美枝 沖原 千恵美	0855-27-3702 0855-26-1939
なんでも投書箱	事業所内に設置しています	

(2) 苦情解決の方法

苦情の受付	苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
苦情受付の報告・確認	苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
苦情解決のための話し合い	苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。 ① 第三者委員による苦情内容の確認 ② 第三者委員による解決案の調整、助言 ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) 運営適正化委員会等の紹介

浜田市 健康医療対策課 高齢者福祉係	所在地 浜田市殿町1番地 電話番号 0855-22-9321
-----------------------	-----------------------------------

	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
浜田地区広域行政組合 介護保険課	所在地	浜田市殿町1番地 (浜田市役所北分庁舎1階)
	電話番号	0 8 5 5 - 2 5 - 1 5 2 0
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
	所在地	松江市学園一丁目7番14号
島根県国保連合会 介護サービス 苦情相談窓口	電話番号	0 8 5 2 - 2 1 - 2 8 1 1
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	所在地	松江市東津田町1741-3
島根県 運営適正化委員会	電話番号	0 8 5 2 - 3 2 - 5 9 1 3
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
	所在地	松江市東津田町1741-3

事業者は、提供するサービスに関して、関係機関からの文書の提出・提示の求め、関係機関職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。また、関係機関からの指導及び助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

1 1. 地域との連携等

施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

- 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めます。

1 2. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

1 3. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 虐待の防止について

事業所は、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するため、定期的に委員会を開催するとともに、方針を整備し、定期的な研修を行い、従業者に周知徹底を図ります。

虐待防止に関する責任者	渡利 正樹 (管理者)	0 8 5 5 - 2 6 - 0 3 3 3
虐待防止に関する担当者	佐々木 龍一 (課長)	

1 5. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 業務継続計画の策定等

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

17. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等

施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

18. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

19. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

20. 賠償責任について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

21. 契約の終了について（施設を退所していただく場合）

当施設との契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、以下のような事由に該当する場合には、適宜、契約解除出来る事とします。

当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を契約者に対して速やかに行います。

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1・2と判定された場合
(※要介護1・2の認定の場合、特例入所意見要求書を行政へ提出し協議します。)
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい)

☆契約者からの解約の申し出があった場合

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

☆施設から契約解除を申し出る場合

以下の事項に該当する場合には、入所者に対して、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

- ①契約者が、要介護認定において自立または要支援、要介護1・2と認定され、行政による特例入所が認められない場合
- ②各種利用料金を3か月滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合
- ⑤契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

☆当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応について

入退院の手続きや入院中の対応は原則、家族の対応となります。

入院の日から3ヶ月以内に退院することが見込まれる場合には、やむを得ない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に再び施設に入所することができます。

入院期間中は一部を除いて施設利用料の負担は必要ありません。ただし、入院期間の最初の6日間は所定の利用料金を負担して頂きます。(1日あたり 246円)

入院による施設の空き居室について、施設に併設されている短期入所生活介護が一時的に利用させて頂く場合がありますのでご了承下さい。

入院先の医療機関との連携に努めます。

☆3ヶ月以内の退院が困難な場合

入院期間が3ヶ月以内の退院が見込まれない場合もしくは3ヶ月を超えて入院となった場合、関係者による話し合いを行い、医療行為が常時必要な状態や介護施設で対応が困難な状態等と判断された場合は、医療機関の対応とし、契約解除となります。

2.2. 身元引受人等について

契約書の規定に基づき、身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は次のとおりです。なお、身元引受人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての債務を負います。

(1) 重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

- 1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担して頂きます
- 2) 前項の連帯保証人の負担は、極度120万円を限度とします
- 3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく利用料の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならないものとします（ご契約者の事業者に対する経済的債務）

(2) ご契約者の入院に関する手続・費用負担

(3) 契約及び利用修了後のご契約者の受入れ先の確保

(4) ご契約者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引取り等

(5) 施設サービス計画書（ケアプラン）等の説明面談への参加、その他ご契約者に関して必要と思われる事項

23. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1, あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2, なし		

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<施設>

所在地 島根県浜田市内村町365番地7

施設名 特別養護老人ホーム 美川苑 (指定番号: 3270790029)

管理者 渡利 正樹

説明者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて事業所から重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始と、利用者及び利用者の家族の個

